



**Q** 労働保険について、高年齢労働者 4 月から免除措置が終

**A** 高年齢労働者の雇用保険料に

勤者の雇用保険料の免除措置が昨年 4 月から終了したと聞きました。本年度の更新申告手続きにあたって注意することがありますか。



## 労働保険の年度更新手続きはお早めに

了しました。21年度の全ての労働者（雇用年度更新では、高年齢労働者）に対しては被保険料の申告については、64歳以上の高年齢労働者に支払われる賃金の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）の年度更新とは、本年度の概算保険料と前年度の確定保険料等を併せて申告・納付していただく手続きです。

本年度は6月1日（火）～7月12日（月）に行ってください。労働保険の保険料は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間

鳥取労働局総務部労働保険徴収室 電話0857(29)1702